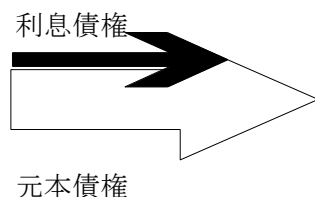


1 立法政策の二度にわたる否定



第1弾

利息制限法旧1条2項、4条2項は任意に弁済した利息制限法超過利息（過払利息）は返還請求できないとしていた。過度の債務者保護は貸し渋りによる金融閉塞（金詰まり）やヤミ金融の跋扈を招くおそれがあると考えられたからである。昭和39年最高裁大法廷判決までは条文通り、過払い利息の返還を否定した。

しかし、第1次サラ金問題が生じた60年代後半、最高裁は相次いでこの解釈を覆す。まず昭和39年の大法廷判決は、利息を超える弁済額は元本に充当されるとする491条、過払い利息の元本充当を認める利息制限法2条の天引きの扱い、および借主保護の基本的な立法趣旨から、1条2項の趣旨を、過払利息であるというだけでは元本債務への充当があるので返還請求はできないという旨を定めたものと制限解釈した。

次いで昭和43年の大法廷判決は、過払利息額が元本額をも超えてしまった場合、元本債権は消滅しているので、その後の利息の弁済は債務がないのに知らずに弁済したものであり、705条の非債弁済の制限を受けず、703条により元本消滅後の過払い分の返還請求ができる、とした。

仕上げは昭和44年の最高裁判決で、元利合計一括の弁済により元本充当を経ることなしに利息が過払となった場合にも過払い利息の返還を認めた。

第2弾

貸金業規制法（昭和58年法32号）は、貸金業者について出資法より厳しい、しかし利息制限法より緩い高利規制を設けて取締規制を行うとともに、業者が法17条の契約時に交付すべき書面・18条の弁済受領時に交付すべき書面を備えていれば、借主から任意の弁済として受領した利息制限法超過利息も弁済とみなして、返還を要しないと定めた。その趣旨は、書面交付義務を守らせるには利益誘導が必要であること、厳しくしすぎると無届けのヤミ金融に流れ、借主がいつそう困るということであった。背後にはサラ金業界から多額の政治資金を受けていた有力自民党族議員等の圧力があつたとも言われる。

しかし、この規律は、利息制限法1条2項、4条2項を骨抜きにしてきた判例法の流れには反する合理性の疑わしい規律であった。最高裁は、再びサラ金問題が社会問題となった2000年代に入り、相次いで、17条書面、18条書面の要件を非常に厳格にすることで43条を適用せず、しかも原則として過払利息受領業者に、704条の悪意の不当利得者として受領時からの5%の利息を付けた返還義務を認めるようになった（きわめた多数のパターンがあるとともに最近では行き過ぎた解釈を修正する傾向にある）。司法書士が一定の訴訟の代理人となれるとの改正と相まって、司法書士事務所・弁護士事務所による過払い請求の嵐がおき、相次いでサラ金業者が倒産するほどになった（返還請求バブル!）。一連の最高裁判決によって骨抜きにされた43条は2006年改正で廃止された。

2 融資枠（コミットメント・ライン）契約について（特定融資枠契約法 3 条。平 11 年法 4 号）

特定融資枠契約とは、一定の期間及び融資の限度額の枠内において、金融機関が企業に対して将来融資を行うことを約する消費貸借の一方の予約のこと〔特定融資枠 2〕。コミットメント・ライン（〔英〕 commitment line）契約とも呼ばれる。企業は融資を受けるか否かにかかわらず金融機関に対して一定の手数料を支払い、金融機関は企業の求めに応じて融資を行う義務を負う。手数料について利息制限法 3 条・6 条や出資法 5 条の 4 第 4 項との抵触が問題となるため、特定融資枠契約に関する法律（平成 11 法 4）は同法の特定融資枠契約について、これらの金利規制諸法の適用を除外している〔特定融資枠 3〕。当初借主は、大企業に限られたが、その後、特定債権等譲受業者や特定目的会社（SPC）（⇒資産の流動化に関する法律）等に拡大され、資産流動化を図る際のバックアップラインとして利用できるようになった。

[株式会社有斐閣 法律学小辞典第 4 版補訂版]